

【憲法】

問題 以下を読み、設問に答えなさい。

Xは、酒類等の販売を目的とする株式会社である。Xは、平成〇〇年〇月〇日に、所轄税務署長Yに対し、酒税法9条1項に基づき酒類の販売業免許を申請したところ、Yは、本件申請が、免許申請者の経営の基礎が薄弱である場合には許可しないとする酒税法10条10号に該当するとし、免許を拒否した(以下、「本件事件」という)。

酒税法が酒類の販売を免許制にしたのは、経営基盤がぜい弱な酒類販売業者を排除することにより、国税である酒税負担の消費者への円滑な転嫁を確保し、酒税の確実な徴収をはかるためである。

なお、沿革的に見ると、酒税法制定当時は酒税の国税収入全体に占める割合は18%程度と高率であったが、本件事件当時は、他の税目からの安定した税収が見込まれるようになった結果、酒税の国税収入全体に占める割合は、2%程度になっていた。

設問1 Xは免許を拒否されたことに対し、憲法に基づいてどのような主張をするか、述べなさい。

設問2 設問1で述べた主張について、あなた自身の見解を述べなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、設問1、設問2の順番で、かつ、〔設問1〕、〔設問2〕と見出しをつけて記入しなさい。

<資料>

酒税法（昭和28年2月28日法律第6号）（抜粋）

第九条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業（以下「販売業」と総称する。）をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場（継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。）ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。

2 -----

第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。

十 酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合
